

平成26年6月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 山村 崇

平成25年(ハ)第234号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成26年5月20日

判 決

山口県

原 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 田 邊 一 隆

京都市

被 告 アイフル株式会社

同 代 表 者 代 表 取 締 役

主 文

- 1 被告は、原告に対し、74万3297円及びうち49万9700円に対する平成25年8月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文1項と同旨

第2 事案の概要等

本件は、原告が、貸金業者である被告との間において平成6年9月29日から平成21年7月3日まで行われた継続的金銭消費貸借取引に係る各弁済金のうち、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の制限を超えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が生じており、被告は、制限超過部分の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、原告が、被告に対し、

不当利得返還請求権に基づき、過払金74万3297円（本件取引最終日後の平成25年7月31日までの過払金に対する利息24万3597円を含む。）及びうち過払金元金49万9700円に対する平成25年8月1日から支払済みまで年5分の割合による法定利息の支払を求めたものである。

1 前提となる事実（当事者間に争いのない事実又は証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は「貸金業の規制等に関する法律」。以下、同改正の前後を通じて、「貸金業法」という。）3条1項所定の登録を受けている業者であり、原告は、被告との間で金銭消費貸借取引を継続的に行ってきた者である（弁論の全趣旨）。

(2) 原告は、被告との間で、平成6年9月29日、制限利率を超える約定の基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引を開始し（甲1号証、弁論の全趣旨）、以後、平成21年7月3日まで、別紙計算書の「年月日」欄記載の年月日に、被告から「貸付金」欄記載の金員を借り入れ、被告に対し、「支払金」欄記載の金員を弁済した（以下「本件取引」という。）。

2 争点

- (1) 和解契約の有効性と消滅時効
- (2) 民法704条の「悪意の受益者」該当性
- (3) 返還すべき過払金の範囲
- (4) 過払金に対する利息の発生時期

3 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1)（和解契約の有効性と消滅時効）について

ア 被告の主張

(7) 原告と被告とは、平成14年10月21日、原告が、原告被告間の金銭消費貸借基本契約（以下「本件基本契約」という。）により発生した借入金債務57万0310円を負担していることを承認し、そのうち49万9581円を弁済する、旨の和解契約（以下「本件和解契約」という。）を締結しているので、本件取引の過払金返還請求権は消滅している。

また、本件和解契約が成立した前記借入金債務と過払金返還請求権は表裏の関係にあり、原告は、本件和解契約の成立によって過払金返還請求権を黙示的に否認ないし放棄した。

(イ) 本件取引においては、本件和解契約締結によって、本件基本契約に基づく新たな貸付けを行うことを中止しており、これにより本件基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込めなくなったのであるから、本件和解契約締結日に原告被告間の過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引は終了した。これにより、これまで発生していた過払金返還請求権の行使を妨げる法律上の障害はなくなり、当該期日から消滅時効は進行する。したがって、本件和解契約締結日以前に発生した過払金返還請求権は、当該期日から既に10年以上経過しているので、消滅時効を援用する。

また、本件和解契約締結日以降に発生した過払金は、全て過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した後に発生した過払金であり、訴え提起よりも10年以上前に発生した過払金返還請求権については、消滅時効を援用する。

イ 原告の主張

(7) 否認ないし争う。

(イ) 本件和解契約には、清算条項が存在しないので、「当事者が互いに譲歩してその間に存する争いをやめることを約」したものではなく、民法上の和解契約には該当しないし、本件和解契約は、本件基本契約に基づく貸金債務の額及び支払方法を約束したものに過ぎず、本件和解契約締結時にすでに発生していた過払金返還請求権には及ばない。

また、原告は、本件和解契約締結時、本件取引によって過払金が発生していたことを知らなかったので、過払金返還請求権を放棄する意思は存在しないし、本件取引において、利息制限法所定の制限利率で引直し計算をすれば、本件和解契約締結時には、すでに貸金元本は完済となっており、相当額の過払金が発生していたにもかかわらず、原告は、元金49万9581円及び利息7万0729円の残債務を負っていると信じ、本件和解契約を締結したものであるから、本件和解契約は、錯誤により無効である。

(ウ) 継続的に借入れと返済を繰り返す金銭消費貸借契約取引である本件基本契約は、過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ、同過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の過払金充当合意を含み、本件基本契約に基づく取引によって生じた過払金返還請求権の消滅時効は、取引終了時から進行すると解するのが相当である。

また、前記のとおり、本件和解契約は、本件基本契約に基づく貸金債務の弁済方法を定めたものに過ぎず、これによって前記過払金充当合意を否定するものではない。

(2) 争点(2) (民法704条の「悪意の受益者」該当性) について

ア 原告の主張

被告は貸金業者であり、利息制限法に定める制限利率を超える金利で貸付けをしていることを知りながら原告から利息を受領していたのであるから、「悪意の受益者」である。さらに、被告は、「貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情」について、具体的な立証をしない。よって、被告は、過払金発生時から利息の支払義務を負う。

イ 被告の主張

(ア) 争う。

(イ) 被告は、貸金業法17条1項及び18条1項の要件を満たしている書面（以下、前者を「17条書面」、後者を「18条書面」という。）を交付する十分な体制を常に整備して、同書面を各顧客に交付していた。原告の弁済は任意に支払われたものであるから、本件取引には貸金業法43条が適用されるべきであるが、全取引について立証するには多大な労力と時間を要し、訴訟経済合理性に鑑みて、同条の主張を行わないにすぎない。

(ロ) 本件取引のように、リボルビング取引においては、必ず基本契約書が存在し、この基本契約書が個別貸付けに先だって借主に交付されているのであり、その基本契約書と各個別貸付書面を併せて見ることによって借主は自己の債務の内容を把握することが可能であるが、平成14年8月以降の貸付けの際に交付した17条書面には、「最終ご返済期日」、「残返済回数」、「各回ご返済期日」、「各回元金支払予定額」を記載していた（それ以前も、同書面には、「次回ご返済期日」及び「次回ご返済金額」を記載する扱いとしていた。）。特に、被告が採用しているのは、「元金定額返済方式」かつ「ハイバランス方式」であり、この方式によれば、残債務額の記載があることによって、最低返済額どおり弁

済を続けると返済回数及び期間がどれくらいになるか計算が可能であり、借主は、自己の債務を明確に認識し、返済計画の参考とすることができる。そうすると、被告が交付する17条書面には、「確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載」があったといえ、同法17条の要件を満たしていた。18条書面についても、法的記載要件に欠くところはない。被告には、少なくとも17条書面、18条書面として交付した各書面が、それぞれ同法17条1項、18条1項の要件を満たすと認識するにつき合理的な根拠があった。

(エ) 被告は、昭和63年頃より、全国に数百台のATMを設置し、顧客らにカードを貸与して、簡便に借入れや返済が行えるようネットワークを構築しており、原告がATMなどの方法により、締結されたりボルビング契約に基づき個々の借入れを行った際には、その都度、17条書面を交付し、ATMにて返済を受けた場合は、その都度、その場で、18条書面を交付している。平成19年7月13日及び同月19日最高裁判決にいう「特段の事情」の立証は、当該顧客（原告）に関する個別具体的立証が必要不可欠というものではなく、貸金業者の業務体制についての一般的立証で足りることは明らかであり、現存する当時の一般的な帳票等を用いて、当該顧客の17条書面や18条書面を再現するなどの方法で業務の体制を立証することは、「特段の事情」を立証する極めて有効な方法である。

(3) 争点(3) (返還すべき過払金の範囲) について

ア 被告の主張

被告は、不当利得につき善意であるから民法703条により現に利益の存する限度で利得を返還すればよいところ、制限超過部分の一部を既に法人税として納付しており、被告の利益はその納付した部分に相当する範囲

において利益が現存しないのであって、被告が返還義務を負うのは、実際に現存している過払金元金の55パーセントに相当する金額である。

イ 原告の主張

争う。被告は、「悪意の受益者」であるから、理由がない。

(4) 争点(4) (過払金に対する利息の発生時期) について

ア 原告の主張

「悪意の受益者」の民法704条前段の利息は、別紙計算書のとおり過払金発生時から発生する。

イ 被告の主張

争う。仮に被告が「悪意の受益者」であったとしても、民法704条に基づき利息発生起算日は、訴状送達の日翌日とすべきである。

第3 当裁判所の判断

1 証拠(甲1号証)及び弁論の全趣旨によれば、本件取引は、基本契約に基づき借入と弁済を繰り返す金銭消費貸借取引であったことが認められ、同基本契約に基づく弁済は、借入金の全体に対して行われるものと解される。したがって、前記基本契約は、原告が制限利率を超えて利息の支払を継続し、制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合には、同過払金を弁済当時存在する他の借入金債務に充当することはもとより、他の借入金債務が存在しなければその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいるものと解するのが相当である。

2 争点(1) (和解契約の有効性と消滅時効) について

(1) 証拠(甲1号証)及び弁論の全趣旨によれば、原告と被告は、平成14年10月21日、貸付残元金49万9581円とする本件和解契約を締結したこと、本件和解契約締結日において、本件取引を制限利率で引き直した結果

は別紙計算書のとおり、すでに過払金元金28万9700円及び過払金に対する利息9484円が発生していたことが認められる。

検討するに、和解は当事者が互譲することによってその紛争を解決するものであるから、単に、その後に和解内容と異なる事情が判明したからといって、直ちに当該和解が錯誤によって無効となるものではない。しかしながら、貸金業者に対する制限利率を超える利息の支払は、貸金業法43条1項のみなし弁済が成立する場合を除いて、強行法規である利息制限法に反して無効となるものであるから、制限利率での引直し計算の結果と和解内容とに大きな離れがあり、かつ、貸金業者がみなし弁済の適用がないことを認識しながら、取引履歴を開示しない等の事情があつて、借主が正確な債務額を認識していない場合には、特段の事情がない限り、一消費者である借主は、和解内容の債務額が法的に有効な債務額であるとの錯誤に基づき合意したものであり、貸金業者がその錯誤を了知していたと推認するのが合理的である。そうすると、このような場合には、借主に法律行為の要素について動機の錯誤があり、その動機は表示されているというべきであるから、当該和解契約は無効となると解するのが相当である。

これを本件についてみると、前記のとおり、実際の取引経過に即して制限利率により引き直して計算した結果と和解内容が大きく離れており、被告が本件取引においてみなし弁済の主張、立証をしないことからすれば、貸金業者である被告は、本件和解契約締結当時、本件取引にみなし弁済の適用がないことを認識していたと推認するのが相当である。証拠及び弁論の全趣旨から、被告は、原告に対し、本件取引履歴を開示したり、制限利率に引き直した計算結果を説明したりした事情はうかがわれず、原告は、正確な債務額を認識しないまま本件和解契約を締結したものと認められ、本件和解契約

約は錯誤により無効というべきである。したがって、これに反する被告の前記争点(1)の主張は採用することはできない。

(2) 被告は、本件和解契約締結によって、本件基本契約に基づく新たな貸付けを中止したことにより、本件和解契約締結日以前に発生した過払金返還請求権は、時効により消滅していると主張する。しかしながら、その貸付中止の理由である本件和解契約は、前記のとおり錯誤により無効というべきであるから、被告の主張は、その前提を欠き認められない。また、本件基本契約が継続しているにもかかわらず貸出再開の可能性がなくなったことを原告が明確に認識することができる客観的な事情が認められない限り、法律上の障害がなくなったと認められる特段の事情があると評価することはできないし、被告は、本件和解契約成立以上に、その特段の事情を具体的に主張立証しない。したがって、本件取引は、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引であるから、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、前記特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行すると解するのが相当である（最高裁判所平成21年1月22日第一小法廷判決民集63巻1号247頁参照）。

3 争点(2)（民法704条の「悪意の受益者」該当性）について

貸金業者である被告が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、被告は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決民集61巻5号1980頁参照）。

そこで、かかる要件充足の有無を検討すると、貸金業者である被告が制限利率を超過する約定利率に基づく利息等の支払を受けていることは証拠（甲 1 号証）から明らかであるところ、被告は、17 条書面の交付の事実の有無について、被告の一般的な業務体制を主張する以上に、具体的な主張立証をしていない。そうすると、17 条書面の交付の事実は認められず、被告については、同法 43 条 1 項の適用要件を欠くというべきである。

また、17 条書面については、その記載内容が正確でないときや明確でないときには、同法 43 条 1 項の適用要件を欠くというべきであるところ、被告が 17 条書面とする書面には、リボルビング方式の貸付けであった本件取引において、個々の貸付けの時点での残元利金について最低返済額を毎月の返済期日に返済する場合の「返済期間及び返済回数」と各回の「返済金額」の記載がないのであるから、同法 17 条 1 項の要件を満たさないと認められ、被告が、同法 43 条 1 項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとも認められない。その他に、被告の前記の認識や特段の事情を基礎づける事情は認められない。

したがって、本件取引につき、被告は、民法 704 条の「悪意の受益者」に該当すると認めるのが相当である。

4 争点(3)（返還すべき過払金の範囲）について

3 のとおり、被告は「悪意の受益者」に当たるから、「悪意の受益者」に当たらないことを前提とする被告の主張には理由がない。

5 争点(4)（過払金に対する利息の発生時期）について

金銭消費貸借の借主が制限利率を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が「悪意の受益者」であるときは、貸主は、民法 704 条前段の規定に基づき、過払金発生の時から同条前段所定の利息を支払わなければならない。そして、本件取引のよ

うに過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引の場合であっても、法定利息の発生時期に関する前記判断に異なるところはないと解するのが相当である（最高裁判所平成21年9月4日第二小法廷判決参照）。したがって、これと見解を異にする被告の主張は採用することができず、被告は、本件取引における過払金発生時から法定利息を支払うべき義務がある。

6 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容し、主文のとおり判決する。

なお、被告は、仮執行免脱の宣言及び仮執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求めるが、相当でないからこれらを付さないこととする。

宇部簡易裁判所

裁 判 官

谷 野 淳

これは正本である。

平成26年6月18日

宇部簡易裁判所

裁判所書記官 山 村

